

れんごう

2015. 3. 9
第 3 号 通算 199 号
日本労働組合総連合会新潟県連合会
県央地域協議会
(連合県央地協)
〒955-0044 三条市田島2丁目22-36
Tel 0256-32-6363 Fax0256-32-6490

2015 春季生活闘争

連合構成組織の力を結集しよう!

単組代表者会議開催



2月27日(金) 燕三条地場産センター(マルチメディアホール)で2015年度第1回単組代表者会議を開催し、12産別、32単組、50名の参加がありました。

会議の前段に、新潟ろうきん土田専務理事から、新しい取り組みである「ろうきん笑顔プロジェクト」の説明を受けました。

春季生活闘争の議題の冒頭に、連合新潟小野塚副会長(JAM新潟)から、連合新潟の重点取り組み課題「賃上げ」「時短」「政策・制度実現の取り組み」や「非正規労働者・パート労働者の処遇改善への取り組み」などの説明を受け、中小地場交渉組合の多い県央地協構成組合に対して、粘り強い交渉をしていこうと激励がありました。

県央地協として、春闘交渉時に併せた「労働相談ダイヤル」「街頭行動」「経営団体などへの要請行動」について説明し、つづいてJAM新潟、UAゼンセンと順に各産別より方針や取り組みの報告がありました。その後、要求や取り組みの項目課題別に、構成組合員の個別賃金実態や、賃金構造維持額の把握の有無、年間休日の日数実態や取り組み、積立休暇制度の有無などについて、情報・意見交換を行いました。最後にこれからの交渉に向けて、「団結ガンバロー!」で締めくくりました。

なんでも労働相談ダイヤルを開設

2月12日(木)~14日(土)の3日間、連合新潟の各地協では、「なんでも労働相談ダイヤル」を開設。地協役員を中心に相談対応にあたりました。県央地協3日間の相談は7件で、残業代など不払いや有給休暇が無いなど嫌がらせによる退職強要など相変わらずの深刻な内容でした。

県央地協では「なんでも労働相談ダイヤル」の開設期間だけでなく、常時の相談受付体制をとっており、地協に寄せられる労働相談は、年間で40件ほどになります。明らかに労基法違反、悪質性が高いものは、相談者のプライバシーに十分配慮しながら意向を確認し、労働基準監督署と連携しての行政指導、いいがたユニオンでの団体交渉、顧問弁護士による訴訟対応などの対応をして解決の支援をしています。

【なんでも相談ダイヤルの相談内容の主な概要】

- ・解雇・退職強要など 2件
- ・嫌がらせ(いじめ、休暇を取らせないなど) 2件
- ・時間外など不払い 2件
- ・その他 1件(連合新潟全体では、期間中の相談件数35件)



<電話対応する担当者>

春季交渉時期にあわせて街頭行動を実施



<働く者の処遇改善を訴える>

2月25日(水)11:00~イオン県央店前の交差点で、2015春季生活闘争の展開に併せて「県央地域のすべての働く者の処遇改善と暮らしの底上げ実現」を訴えました。

宮口議長は「依然として暮らしは悲鳴を上げている。働く者の賃金が上がる。地域の暮らしにお金が回ることが大事。「2015春闘で県央エリアに働く者すべての雇用安定と賃金改善に取り組もう!」と訴えました。応援弁士として新潟県議選西蒲・燕選挙区の「高倉さかえ候補」、三条選挙区の「藤田博史候補」も参加しました。



統一地方選挙 連合推薦候補への支援行動のお願い

<統一地方選挙 連合推薦候補への支援行動をお願い致します>

各候補により、行動内容が異なります。また、現在、市長、市町村議会議員については、推薦作業の途中となっており、機関会議で決定後、行動要請をさせていただきます。

- ・新潟県議会議員選挙 4月3日(金)告示 12日(日)投開票
- ・市長、市議会議員選挙 4月19日(日)告示 26日(日)投開票
- ・町村議会議員選挙 4月21日(火)告示 26日(日)投開票



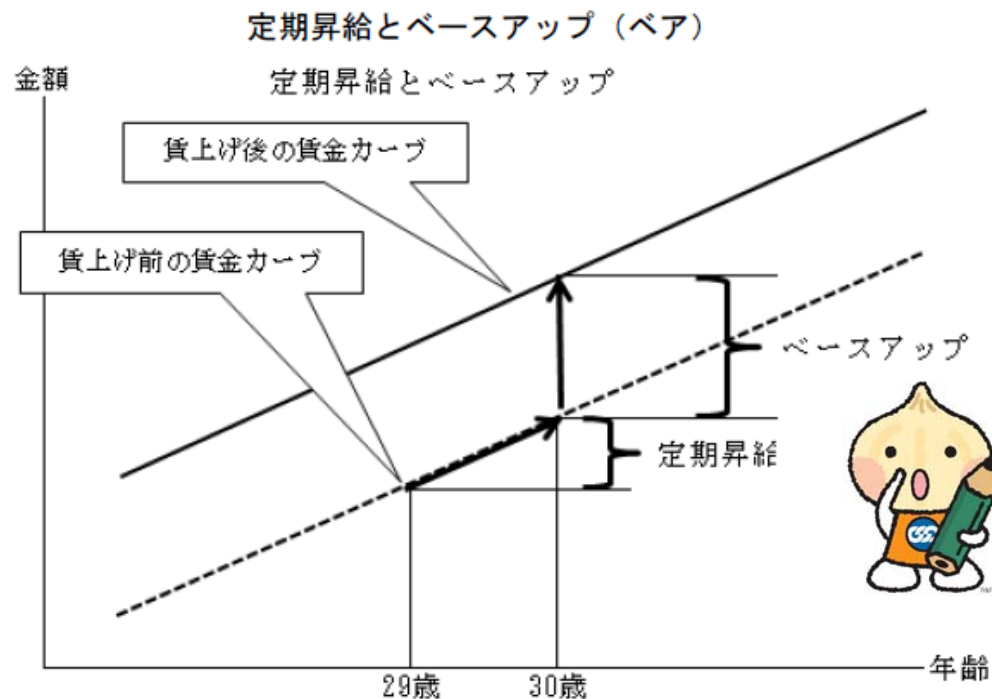
【西蒲燕・三条・加茂】第86回メーデー 5月1日(金)9:00開催

Q14 「ベースアップ (ベア)」とは何ですか

ベース (基礎) となるレート (賃金表) を引き上げる (アップ) ことをいいます。賃金表は労働力の価格表ですから、これの値上げ (〇%、〇〇〇円を加えて書き換える) がベースアップとなります。

これは労働力の価値を維持、または、引き上げることを目的とします。典型的には、物価が上昇したときにベースアップがないとすると、実質的な労働力の価格が低下することとなります。(物価上昇が 10% のとき、ベースアップをしなければ賃金は約 90% の価値に低下することになります)

以上から、賃金表がなければベースアップはないこととなりますが、要求・交渉の考え方として定期昇給相当分とベースアップ相当分は区分して考える必要があります。

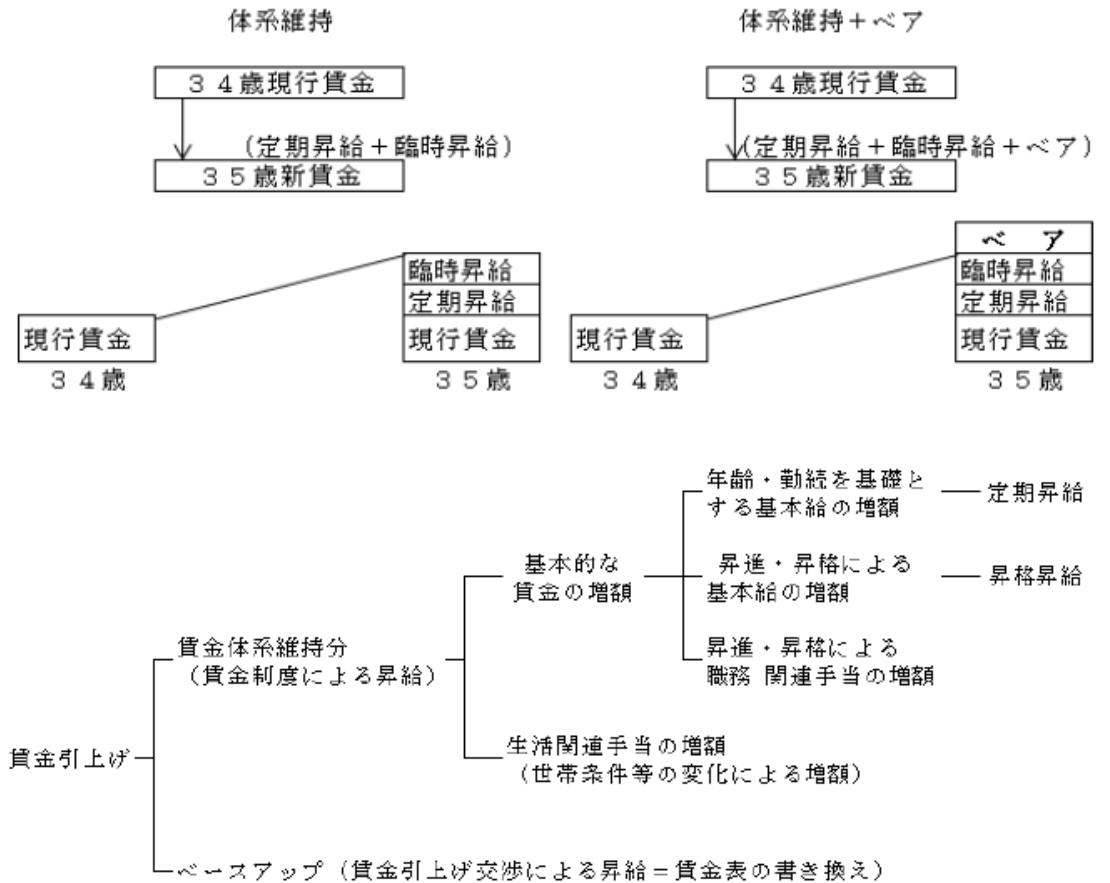


定期昇給分: 賃金表で 29 歳の人 が 30 歳 となり、賃金表に記載されていると おりに賃金が改定される。(賃金が上がる)

ベースアップ: 賃金表が妥結した金額または率に基づいて書き換えられる。これによって 30 歳の価格が引き上げられる。(賃金が上がる)

Q16 体系 (賃金カーブ) 維持のイメージを教えてください

〈賃金引き上げの内訳の例〉



解説

【賃上げ】

賃上げの根拠としてよく用いるのが、「定期昇給」と「物価上昇分」の概念です。これらを獲得すれば今の生活水準を維持できることから、「生活維持分」ともいいます。さらに上積みがあれば生活改善につながるため、この上積みをも「生活向上分」と呼びます。

【所定内賃金】

所定労働時間に対応して毎月決まって支払われる賃金のことです。時間外手当や臨時に支払われる賃金は含みません。他企業の賃金水準と比較する場合などに使います。

【基本賃金】

所定内賃金のうち諸手当を除き、全員に毎月きまって支払われる賃金のことです。一般に本給や仕事給などと呼ばれるものです。賃金カーブを割り出す場合などに使います。

【基準内賃金】

本来は、法律で定められた時間外労働割増賃金の算定基礎を指すものですが、実体は、賃上げの基礎ベースや一時金の算定基礎などさまざまな定義で使われています(基本賃金にいくつかの手当(扶養手当など)を加えている場合が多い)。定義が不明確なため、連合では使っていません。